【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成22年4月14日

【発行者名】 プレミア投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 松澤 宏

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂八丁目 4番14号

【事務連絡者氏名】 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社

取締役業務運営本部長兼総務部長 鈴木 文夫

【連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目 4 番14号

【電話番号】 03 - 5772 - 8551 (代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成22年4月14日開催の本投資法人投資主総会において、本投資法人の「規約」の変更が承認されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)変更の内容についての概要

(下線は変更部分を示します。)

变更前

第5条(投資主の請求による投資口の払戻し)

本投資法人は、投資主(保管振替制度に関する実質投資主(以下「実質投資主」という。)を含む、以下同じ。) の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。

第7条(投資口の取扱規則)

本投資法人の発行する投資証券の種類、投資主名簿(実質投資主名簿を含む、以下同じ、)への記載又は記録、実質投資主通知の受理その他投資証券の取扱いに関する手続き並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。

第11条(資産評価の方法、基準及び基準日)

- 1.本投資法人の資産評価の方法及び基準は、別紙「資産評価の方法及び基準」の規定のとおりとし、基準日は、第12条に定める決算期とする。別紙「資産評価の方法及び基準」は、本規約の不可分な一部として本規約の末尾に添付され、本規約と一体をなすものとする。
- 2. 本規約において、純資産額とは、前項の方法により算定された本投資法人の資産総額から、負債総額を控除した金額をいう。

第13条(金銭の分配の方針)

1.分配方針

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。

(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。以下同じ。)の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算されるものとする。

変更後

第5条(投資主の請求による投資口の払戻し)

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。

第7条(投資口の取扱規則)

本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、その他投資口に関する取扱い並びにその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。

第11条(資産評価の方法、基準及び基準日)

- 1.本投資法人の資産評価の方法及び基準は、別紙「資産評価の方法及び基準」の規定のとおりとし、資産評価の基準日は、第12条に定める決算期とする。別紙「資産評価の方法及び基準」は、本規約の不可分な一部として本規約の末尾に添付され、本規約と一体をなすものとする。
- 2. (現行どおり)

第13条(金銭の分配の方針)

1.分配方針

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。

(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益(本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。以下同じ。)の金額は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従って計算されるものとする。

変更前 変更後

- (2) 日本の租税関連法令が、本投資法人の投資主に対して分配する金銭について一定の要件のもとで損金 算入を認めている場合、本投資法人は、日本の租税関連法令が当該損金算入を認めるために定めた要件を 満たすように投資主に金銭を分配しなければならない。
- 2.利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、役員会において適切と判断した場合、投信法の規定に従い、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。但し、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とする。

3.分配金の分配方法

第1項及び第2項に規定する分配金は金銭により分配するものとし、原則として決算期から3ヶ月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて分配する。

4.分配金の時効等

第1項に規定する分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払の義務を免れるものとする。なお、未払分配金には利息を付さないものとする。

第14条(借入金及び投資法人債発行の限度額等)

- 1.本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕等又は分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含む。以下同じ。)の債務の返済を含む。)等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ又は投資法人債を発行することができる。なお、資金を借入れる場合には、租税特別措置法施行令における「投資法人に係る課税の特例」に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。
- 2.前項の場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができる。
- 3.借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1 兆円とし、その合計額が1兆円を超えないものとする。

(2) (現行どおり)

2. (現行どおり)

3. 分配金の分配方法

第1項及び第2項に規定する分配金は金銭により分配するものとし、原則として決算期から3ヶ月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。

4 . 分配金の<u>除斥期間</u> (現行どおり)

第14条(借入金及び投資法人債発行の限度額等)

- 1.本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕等又は分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債(短期投資法人債を含む。以下同じ。)の債務の返済を含む。)等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ又は投資法人債を発行することができる。なお、資金を借入れる場合には、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)に規定する適格機関投資家(但し、租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。)における「投資法人に係る課税の特例」に規定する機関投資家に限る。)からの借入に限るものとする。
- 2. (現行どおり)
- 3. (現行どおり)

変更前

第15条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の計算方法及び支払の時期)

1. 運用報酬 1

決算期毎に算定される運用資産中の不動産等(本投資法人が取得する有価証券その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。)から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収益の額(但し、運用資産中の不動産その他の資産の売却による収益を除く。以下本条において「賃貸収益」という。)の3%に相当する金額(1円未満切捨)とし、当該金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を決算確定後1ヶ月以内に支払う。

2. 運用報酬 2

決算期毎に算定される分配可能金額の3%に相当する金額(1円未満切捨)とし、当該金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を決算確定後1ヶ月以内に支払う。「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される運用報酬2控除前の税引前当期純利益に、繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。

3. 運用報酬3

運用資産として新たに不動産等を取得した場合(本投資法人が、不動産を裏付けとする有価証券その他の資産を取得した場合を含む。)、当該不動産等の取得価額(土地・建物一体の取得価額をいい、複数の不動産が同時に取得される場合はそのそれぞれの取得価額とする。但し、消費税及び地方消費税相当額並びに取得に伴う費用は除く。)に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額(1円未満切捨)並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を上限として、本投資法人が資産運用会社と締結した委託契約により定める金額を、取得日の属する月の翌月末日までに支払う。

- ・100億円以下の部分に対して、0.5%
- ・100億円超300億円以下の部分に対して、0.2%
- ・300億円超500億円以下の部分に対して、0.05%
- ・500億円超の部分に対して、なし

なお、資産運用会社の株主及びその連結対象会社から 取得した場合は、上記料率の2分の1とする。

第20条(投資主総会に係る事項)

1. 本投資法人の投資主総会は、原則として2年に1回開催する。

変更後

第15条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の計算方法及び支払の時期)

1. (現行どおり)

2. 運用報酬 2

決算期毎に算定される分配可能金額の3%に相当する金額(1円未満切捨)とし、当該金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を決算確定後1ヶ月以内に支払う。「分配可能金額」とは、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に準拠して計算される運用報酬2控除前の税引前当期純利益に、繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。

3. (現行どおり)

第20条(投資主総会に係る事項)

1.(現行どおり)

变更前	变更後
2.投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、	2 . (現行どおり)
役員会の決議に基づき、執行役員が1人の場合は当該	
執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会にお	
いてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこ	
れを招集する。	
3.投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該	3 . (現行どおり)
執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会にお	
いてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこ	
れにあたる。全ての執行役員に欠員又は事故がある場	
合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監	
督役員の1名がこれにあたる。	
4.投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定め	4 . (現行どおり)
がある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数	
をもって行う。	
5.投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使	5 . (現行どおり)
しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出さ	
れた議案(複数の議案が提出された場合において、こ	
れらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該	
議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみ	
なす。この場合、議案について賛成するものとみなした	
投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決	
権の数に算入する。	
6 . 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議	6 . (現行どおり)
決権を行使することができる。 書面によって行使した	
議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入す	
3 ,	
7.本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に	7 . (現行どおり)
出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使す	
ることができる旨を定めることができる。電磁的方法	
により行使された議決権の数は、出席した投資主の議	
決権の数に算入する。	
8.投資主総会において <u>権利を行使すべき</u> 投資主は、本	8.投資主総会において <u>権利を行使することができる</u> 投
投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあら	資主は、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に
かじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載	従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名
又は記録された投資主とする。	簿に記載又は記録された投資主とする。
9.投資主は、 <u>投資主総会ごとに代理権を証する書面を</u>	9.投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主
<u>本投資法人に提出して、代理人1名により議決権を行</u>	<u>1名を代理人として議決権を行使することができる。</u>
使することができる。但し、代理人は本投資法人の議決	この場合、投資主又は代理人は投資主総会ごとに代理
<u>権を行使することができる投資主でなければならない</u>	<u>権を証する書面を本投資法人に提出しなければならな</u>
<u>ものとする。</u>	<u>l 1.</u>
10.投資主総会に関する議事については、法令に定める	10. (現行どおり)
事項を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役	
員及び監督役員が、これに記名押印する。作成及び記名	
押印された議事録は、投資主総会の日から10年間、本投	
資法人の本店に保存する。	

変更前 変更後

第25条(諸費用の負担)

- 1.本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社が本投資法人から委託を受けた事務を処理するに際し要する諸費用並びに一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社が立替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合かかる遅延利息又は損害金を負担する。
- 2.前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。
 - (1) 投資証券の発行に関する費用(券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含む。)
 - (2) 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書 の作成、印刷及び提出に係る費用
 - (3) 目論見書及び要約(仮)目論見書の作成、印刷及 び交付に係る費用
 - (4) 法令に定める計算書類、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用(監督官庁等に提出する場合の提出費用を含む。)
 - (5) 本投資法人の公告に係る費用及び広告宣伝等に関する費用
 - (6) 専門家等に対する報酬又は費用(法律顧問、鑑定評価、資産精査、税務顧問及び司法書士等を含む。)
 - (7) 執行役員及び監督役員に係る実費、保険料、立替金等並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う諸費用
 - (8) 運用資産の取得又は管理・運営に関する費用 (媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含む。)
 - (9) 借入金及び投資法人債に係る利息
- (10) 本投資法人の運営に要する費用
- (11) その他前各号に類する本投資法人が負担すべき費用

第27条(雑則)

本規約は、平成14年4月22日に定められた。

本規約は、平成14年7月16日に改訂された。

本規約は、平成16年4月23日に改訂された。

本規約は、平成18年4月21日に改訂された。但し、当該改訂は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号、その後の改正を含む。)の施行日から効力を生じる。

本規約は、平成20年4月18日に改訂された。但し、当該改訂は、平成20年5月1日から効力を生じる。

第25条(諸費用の負担)

- 1. (現行どおり)
- 2.前項に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担する。
 - (1) 投資口、投資法人債の発行及び資金の借入に関する費用
 - (2) (現行どおり)
 - (3) (現行どおり)
 - (4) (現行どおり)
 - (5) (現行どおり)
 - (6) (現行どおり)
 - (7) (現行どおり)
 - (8) (現行どおり)
- (9) (現行どおり)
- (10) (現行どおり)
- (11) (現行どおり)

第27条(雑則)

本規約は、平成14年4月22日に定められた。

本規約は、平成14年7月16日に改訂された。

本規約は、平成16年4月23日に改訂された。

本規約は、平成18年4月21日に改訂された。但し、当該改訂は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号、その後の改正を含む。)の施行日から効力を生じる。

本規約は、平成20年4月18日に改訂された。但し、当該改訂は、平成20年5月1日から効力を生じる。

本規約は、平成22年4月14日に改訂された。

変更前

資産運用の対象及び方針

. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等

(1) 投資対象

A. 主たる投資対象とする特定資産

本投資法人は、運用資産の着実な成長と安定した収益 の確保を目的として、主として以下に掲げる特定資産 に投資する。

a . 不動産等

不動産、不動産の賃借権及び地上権

不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権を信託する信託の 受益権(不動産に付随する金銭とあわせて信託する 包括信託を含むが、後記 b.不動産対応証券に該当 するものを除く。)

不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (後記b.不動産対応証券に該当するものを除 く。)

当事者の一方が相手方の行う上記 乃至 までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

b . 不動産対応証券

資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの

優先出資証券 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)に定める優先出資証券受益証券 投信法に定める受益証券

投資証券 投信法に定める投資証券 特定目的信託の受益証券 資産流動化法に定める特 定目的信託の受益証券

B. その他の特定資産

本投資法人は、上記<u>A</u>に掲げる不動産等及び不動産対応証券に該当する特定資産のほか次に掲げる特定資産により運用する。

預金

コール・ローン

国債証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。)で定めるものをいう。)

地方債証券(金商法で定めるものをいう。)

特別の法律により法人の発行する債券(金商法で定めるものをいう。)

資産流動化法に定める特定社債券

変更後

資産運用の対象及び方針

- . 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等
- (1) (現行どおり)
 - A. (現行どおり)

a. (現行どおり)

(現行どおり)

不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権を信託する信託 の受益権(不動産に付随する金銭とあわせて信託す る包括信託を含むが、後記 b. 不動産対応証券に該 当するものを除く。)

(現行どおり)

(現行どおり)

b. (現行どおり)

(現行どおり)

受益証券 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含む、以下「投信法」という。)に定める受益証券

(現行どおり)

(現行どおり)

B. その他の特定資産

本投資法人は、上記<u>A</u>に掲げる不動産等及び不動産 対応証券に該当する特定資産のほか次に掲げる特定資 産により運用する。

(現行どおり)

(現行どおり)

(現行どおり)

(現行どおり)

(現行どおり)

(現行どおり)

変更前	変更後
社債券(金商法で定めるものをいう。但し、転換社債券	(現行どおり)
及び新株予約権付社債券を除く。)	
投信法に定める投資証券若しくは投資法人債又は外国	投信法に定める投資証券若しくは投資法人債又は外
投資証券(金商法で定めるものをいう。但し、上記 <u>Ab</u>	国投資証券(金商法で定めるものをいう。但し、上記
に定めるものを除く。)	<u>A . b .</u> に定めるものを除く。)
貸付信託の受益証券(金商法で定めるものをいう。)	 (削除)
	(現行どおり)
	外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、 <u>上記</u>
フ至 並びに 及び の証券又は証書の性質を有する	
もの	
	(現行どおり)
いう。)	_(3013 C03)
オプションを表示する証券又は証書(金商法で定める	オプションを表示する証券又は証書(金商法で定め
ものをいう。但し、上記 乃至 及び下記 乃至 に係	るものをいう。但し、上記 乃至 及び下記 乃至
<u>るもの</u> に限る。)	<u>に係るもの</u> に限る。)
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	<u>にはるの</u> にはる。) (現行どおり)
の証券の性質を有する本邦通貨建のものとする。)	_ (%)
――外国の者が発行する譲渡性預金証書(金商法で定める	(現行どおり)
もので、本邦通貨建のものとする。)	
信託の受益権(金商法で定めるものをいう。但し、上記	信託の受益権(金商法で定めるものをいう。但し、上
<u>―</u> に定めるものを除く。)	<u> 記A .</u> に定めるものを除く。)
	… <u>ハ・</u> にたのるものを称く。) 外国の者に対する権利で、 <u>上記の権利の性質を有</u>
	<u></u>
その他金銭債権	<u>するもの</u> (並高点で足のようのをいう。) (現行どおり)
デリバティブ取引(金商法で定めるものをいう。)に係	(現行とあり) (現行どおり)
	_(姚11009)
株券(金商法で定めるものをいう。但し、本運用方針の	(現行どおり)
ために必要又は有用と認められる場合に投資するもの	_(場刊2009)
とする。	
②その他金商法に定める有価証券のうち、上記①乃至	その他金商法に定める有価証券のうち、 <u>上記 乃至</u>
に該当しない有価証券	に該当しない有価証券のフラ <u>、エ記・刀主</u> に該当しない有価証券
	<u> に眩ョウないりににカ</u> C . (現行どおり)
除く。)に対する投資	と、(城1)とのう)
本投資法人は、特定資産のほか、以下の資産に投資するこ	
とがある。但し、本運用方針のために必要又は有用と認め	
られる場合に投資するものとする。	
商標法(昭和34年法律第127号、その後の改正を含	(現行どおり)
む。) に基づく商標権、その専用使用権又は通常使用権	(元11000)
温泉法(昭和23年法律第125号、その後の改正を含	(現行どおり)
は。)に定める温泉の、源泉を利用する権利及び当該温	(元1100.7 /
泉に関する設備等	
	(現行どおり)
<u> </u>	(水11Cのソ <i>)</i>
「民法」という。) で規定される動産	

変更前 変更後 民法で規定される地役権 (現行どおり) 資産流動化法に定める特定目的会社の特定出資 (現行どおり) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号、その後の改 (現行どおり) 正を含む。) で規定される電話加入権 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律 第117号。その後の改正を含む。) に基づく算定割当 第117号。その後の改正を含む。) に基づく算定割当 量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果 ガスに関する排出権を含む。) その他不動産等又は不動産対応証券と併せて取得す (現行どおり) ることが適当であると認められるもの D. 特定資産以外の資産(組織運営に伴い保有する資 D. (現行どおり) 産)に対する投資 本投資法人は、前3項に定める資産のほか、本投資法人 の商号に係る商標権、著作権法(昭和45年法律第48号、 その後の改正を含む。) に基づく著作権等その他組織 運営に伴い保有するものであって、適当と認められる ものについては、これを取得することができる。 (新設) E. 金商法に定める有価証券表示権利について当該権利 を表示する有価証券が発行されていない場合において は、当該権利を有価証券とみなして、上記A.乃至D. を適用するものとする。 (2) 投資態度 (2) (現行どおり) 本投資法人は、不動産及び不動産を信託する信託の受 (現行どおり) 益権を主たる投資対象とする。 個々の不動産及び信託財産である不動産の選別にあ (現行どおり) たっては、当該不動産の予想収益、立地エリアの将来 性、建物規模、建築及び設備仕様、耐震性能、権利関係、 入居テナント、建物管理状況、環境・質等を総合的に検 討し、十分な調査を行うものとする。 本投資法人が取得する資産の組入比率は、特定不動産 (現行どおり) (本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動 産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは 地上権を信託する信託の受益権をいう。) の価額の合 計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に 占める割合を100分の75以上とする。 本投資法人は、その有する資産の総額のうちに占める (新設) 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)

その後の改正を含む。) 第22条の19に規定する不動産

等の価額の割合を100分の70以上とする。

変更前

資産評価の方法及び基準

. 基準日

本投資法人は、本規約第12条に定める決算期を<u>評価基準</u> 日とする。

. 資産評価の方法及び基準

1.本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用資産の種類毎に定める。

(1) 不動産等

不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分について定額法により算定するが、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ、投資主保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り他の算定方法により算定することができる。

不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権を信託する信託の 受益権(包括信託を含む。)

信託財産が上記 に掲げる資産の場合は上記 に定める評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当 と認められる企業会計の基準に従った評価を行った うえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額。

不動産、土地の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権信託財産の構成資産が上記 に掲げる資産の場合は上記 に定める評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額

不動産に関する匿名組合出資持分

匿名組合出資持分の構成資産が上記 乃至 に掲げる資産の場合はそれぞれに定める評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した額。

変更後

資産評価の方法及び基準

. 資産評価の基準日

本投資法人は、本規約第12条に定める決算期を<u>資産評価</u> の基準日とする。

. 資産評価の方法及び基準

- 1.本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用資産の種類毎に定める。
- (1) (現行どおり) (現行どおり)

不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権を信託する信託 の受益権(包括信託を含む。)

信託財産が上記 に掲げる資産の場合は上記 に定める評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当 と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従った評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額。

不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権信託財産の構成資産が上記 に掲げる資産の場合は上記 に定める評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従った評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額。

不動産に関する匿名組合出資持分

匿名組合出資持分の構成資産が上記 乃至 に掲げる資産の場合はそれぞれに定める評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行に従った評価を行ったうえで、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した額.

変更前 変更後

(2) 有価証券

金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は 外国金融商品市場における最終価格に基づき算出し た価格。但し、最終価格がなければ気配値(公表され た売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それら がともに公表されている場合にはそれらの仲値)に 基づき算出した価格。

上記以外の有価証券

当該有価証券の市場価格(金商法に定める第一種金融商品取引業を行う者のブローカーにより提示される価格(気配値を含む。)又は取引所金融商品市場における取引価格に準じ随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する価格をいう。以下同じ。)がある場合には市場価格に基づく価額。また、市場価格がない場合には、これに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額。但し、優先出資証券、コマーシャル・ペーパー、貸付信託の受益証券、外国貸付債権信託受益証券等、外国の者が発行する譲渡性預金証書、信託の受益権及び外国の者に対する権利で信託の受益権の権利の性質を有するものについては、市場価格及び合理的な方法により算出された価格がない場合には、取得価額にて評価できるものとする。

(3) 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した価額。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権価額の差額の性格が金利の調整と認識される場合には、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価額

(4) 金融デリバティブ取引に係る権利

取引所に上場しているデリバティブ取引により生じ る債権及び債務

当該取引所の最終価格に基づき算出した価額。但し、 最終価額がなければ気配値(公表された売り気配の 最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表 されている場合にはそれらの仲値)に基づき算出し た価額。

取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により 生じる債権及び債務

市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難な場合には取得価額にて評価できるものとする。

(2) (現行どおり) (現行どおり)

上記以外の有価証券

当該有価証券の市場価格(金商法に定める第一種金融商品取引業を行う者のブローカーにより提示される価格(気配値を含む。)又は取引所金融商品市場における取引価格に準じ随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する価格をいう。以下同じ。)がある場合には市場価格に基づく価額。また、市場価格がない場合には、これに準ずるものとして合理的な方法により算出された価額。但し、優先出資証券、コマーシャル・ペーパー、外国貸付債権信託受益証券等、外国の者が発行する譲渡性預金証書、信託の受益権及び外国の者に対する権利で信託の受益権の権利の性質を有するものについては、市場価格及び合理的な方法により算出された価格がない場合には、取得価額にて評価できるものとする。

(3) (現行どおり)

(4) <u>デリバティブ取引</u>に係る権利 (現行どおり)

(現行どおり)

变更前	变更後
変更則 (新設) (5) その他 上記に定めがない場合については、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は、一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価する。	変更後 上記 及び にかかわらず、金融商品に関する会計 基準及び金融商品会計に関する実務指針により、 ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッ ジ会計が適用できるものとし、さらに金融商品に関 する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針に 定める金利スワップの特例処理の要件を満たす取引 については、金利スワップの特例処理を適用できる ものとする。 (5) その他 上記に定めがない場合については、社団法人投資信 託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他 の企業会計の慣行により付されるべき評価額をもっ
	て評価する。

(2)変更の年月日平成22年4月14日